

第 2 回水質検査の信頼性確保に関する取組検討会 ヒアリング説明資料

一般社団法人全国給水衛生検査協会
平成 22 年 6 月 7 日

1 一般社団法人全国給水衛生検査協会の概況

- 当協会は、登録検査機関の全国で唯一の組織で、設立後 24 年を経過している。

正会員数は、20 条検査 34 条検査を合わせて 182 機関、20 条検査では 148 機関が会員（登録制移行前の平成 15 年度は 121 機関）となっており、登録検査機関の約 7 割を占める。

2 一般社団法人全国給水衛生検査協会の取り組み

- (1) 当協会は、創設以来、国民の信頼を得るべく、次の 2 つの事業を主たる事業としてきている。
 - ① 検査職員の資質の向上（認定水質検査員の講習会、研修会の開催）
 - ② 精度管理事業
- (2) 20 条検査に係る精度管理事業は、全国給水衛生検査協会が、国に先駆けて平成 4 年度から実施している。

3 検査業務の受託方法と受託状況

- (1) 一般社団法人全国給水衛生検査協会の 20 条検査機関〔148 機関のうち、120 機関（81.1%）から回答〕を対象としたアンケート調査の結果。

- ① 契約方式

殆ど入札方式	84.2%
随意契約が多い	15.8%
最低価格の導入	例外的
- ② 検査料金のここ 5 年間での状況

2 割未満の料金の低下	31.7%
2 割以上 5 割未満の低下	33.3%
5 割以上の低下	18.3%

- (2) 契約内容

* 具体例

- ① 指名競争入札の際は、事前に、精度管理の取り組み、検査体制、項目毎の検査機器、外部精度管理結果、標準作業書及び定量下限値根拠資料、緊急時の検査体制、検査時間等の資料を求められる。((社)愛知県薬剤師会の例)
- ② 検査結果の年間集計及び異常値の緊急連絡、苦情処理対応が求められている(愛知県薬剤師会、埼玉県環境検査研究協会の例)。
- ③ 信頼性確保の手段として、発注者側に検査施設への立ち入りを要望している。(検体採取日に検体の保管状況の確認。分析記録等についての確認等。)((社)愛知県薬剤師会の例)

4 検査実施方法

- (1) 会員には、実際使用する詳細な標準作業手順書の作成を研修会で指導している。

* 具体例

- ① 登録の際、詳細な標準作業手順書を厚生労働省に提出。((社)埼玉県環境検査研究協会、(社)愛知県薬剤師会。以下同じ。)
- ② 試料採取は、検査員が行い、クーラーボックスに入れ、自動車で直接搬入。
- ③ 検量線は、標準作業書に従い、公定法の濃度範囲で、分析毎に作成する。
- ④ 検査結果を提出する際は、バックデータ(検量線、チャート等)を添付。5年間保管。(埼玉県環境検査協会では保管のみ)

5 業務規定による検査料金・受託上限の考え方

- (1) 検査料金は、標準作業基準に則り、検査時間を勘案して、検査工数を算出して、設定。
- (2) 受託上限

* 具体例

検査工程に一番時間を要する「非イオン界面活性剤」の工数から算定、厚生労働省には、500検体で提出しているが、通常は150検体程度が上限。(埼玉県環境検査研究協会の例)

6 信頼性確保の取り組み

- (1) 協会の取り組み

外部精度管理事業

本部1回及び支部1回・年
(東海北陸支部の場合、関東甲信越支部では、支部活動としては行っていない。)

教育訓練事業

認定水質水道検査員制度
研修会

(2) 登録検査機関の状況

- ① 外部精度管理調査は、すべての機関が参加し、年3回以上は、59%と半数を超えている。(厚生労働省資料)
- ② 国の精度管理事業の結果では、登録検査機関は、Zスコアが3以上となった機関は、10機関、5%にとどまり、他の分野の検査機関より良い成績を挙げている。(同上)
- ③ 内部精度管理は、すべての機関(不明1機関)が実施し、年3回以上が50%となっている。(同上)
- ④ ISOの取得は、85%

水道GLPの取得は、12% (前記アンケート調査)

(3) 会員に対し、水道検査の料金問題に関し、今後、どのような対応が必要かについて、複数で回答を求めた。その結果は、次の通りである。(前記アンケート調査)

- ① 登録検査機関が自覚して行動するのがよい 40%
- ② 登録検査機関が標準的な業務の実施仕様を示して発注者の理解を得るのが良い 27%
- ③ 発注者側で、最低価格の導入等の対応をすべきだ 66%
- ④ 行政が適正な業務実施について監督を強めるべきだ 54%

7 今後の対応のあり方

(1) 前記アンケート調査の結果を見ると、契約方式は、競争入札に殆ど移行しており、検査料金の低下に対し、受注サイドにある登録検査機関では、大変難しい立場にあるのも実態である。

(2) 当協会では、このような状況も勘案し、協会内部に検討会を設けて検討を進めており、例えば、次のような自らの対応も含めた検討を行っており、厚生労働省の検討会の検討状況を踏まえ、検査機関として、自ら、適切な対応を図って参りたい。

- ① 登録検査機関として、次のような自主的な対応を検討する。
 - ア 協会として、倫理規範又は倫理憲章を制定する。
 - イ 検査職員の研修に、コンプライアンスに関する内容を盛り込む。
 - ウ 標準的な業務要領を策定する。
 - エ 公正競争規約を策定する。
 - オ 協会が自主的に外部監査の仕組みを構築する。
- ② 登録要件を維持するため、厚生労働省におかれても、随時、指導に努められるとともに、協会においても、会員に対し、当該検査機関の内部監査を定期的実施するよう要請を行う。又、前記外部監査の仕組みを構築することを検討する。
- ③ 技術に配慮した適正な競争条件を確保するため、発注者のサイドでも、例えば、次のような点について、ご検討をお願いしたい。

- ア 適切な検査の履行の確認のため、検査体制のチェックリストを作成する。
 - イ 最低価格やコンペ方式の導入を図る。
 - ウ 適切な価格設定に資するよう「建設物価」のような第三者による統計資料の整備を図る仕組みの整備を行う。
- ④ このほか、広域的な検査区域を設定している機関に関し、指定時間以内での検査の実施の確保が図られるよう適切な対応を行うほか、検査を行う所在地が複数ある場合についても、適切な検査の実施の確保が図られるよう適切な対応を行うことが求められる。